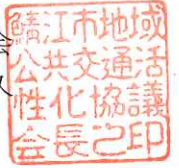


令和5年8月23日

団体名
役職 氏名 様

鯖江市地域公共交通活性化協議会
会長 佐々木 勝久



『令和5年度 第2回 鯖江市地域公共交通活性化協議会(書面協議)』について

残暑の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、本協議会の運営に格別の御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、越前鯖江エリア(鯖江市・越前市・越前町全域)を会場とする、ものづくりの体験型マーケット「RENEW」が9年目となる今年も開催されます。来訪者の移動手段のひとつとして、越前鯖江エリアの各タクシー事業者にて、タクシー運送が行われているところでございますが、イベント会期中のタクシー需要が稼働台数を上回る状況にあります。

(一社)SOE、越前市の観光誘客課、地域交通課および鯖江市の商工観光課より、道路運送法第20条第2号の規定を適用し、RENEW開催期間中において営業区域外旅客運送を行うことで、イベント会期中のタクシー供給量を確保し、来訪者の満足度向上に努めたい旨の協議事項の提出がございました。

つきましては、下記協議事項について資料を基に内容を御確認いただき、別紙の協議書に御記入の上、9月7日(木)までに同封の返送用封筒にて返送をいただきますようお願いいたします。

なお、御質問、御意見等ございましたら、下記お問合せ先まで御連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協議事項 RENEW/2023期間中における武生交通圏(越前市)のタクシー会社2社の一時的な営業区域外運送の実施について
- 2 協議資料 RENEW/2023におけるタクシー利用提案書(説明資料)[資料No. 1]
- 3 参考資料
 - ・RENEWアクセス手段(過去2年分のパンフレットより抜粋)
 - ・RENEW/2023チラシ

※9月7日(木)までに協議書が当課に届くよう、ポスト投函の場合は9月5日(火)までに投函いただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

(書面協議に関すること)

鯖江市総合交通課 TEL 0778-53-2243(直通) / FAX 0778-51-8164

メール SC-SogoKotsu@city.sabae.lg.jp

(協議事項に関すること)

鯖江市商工観光課 TEL 0778-53-2230(直通)